

四日市市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年9月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第31号

四日市市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

四日市市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例（平成27年四日市市条例第40号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特定個人情報 <u>法第2条第9項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(3) 個人番号利用事務実施者 <u>法第2条第13項</u>に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(4) 情報提供ネットワークシステム <u>法第2条第15項</u>に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特定個人情報 <u>法第2条第8項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(3) 個人番号利用事務実施者 <u>法第2条第12項</u>に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(4) 情報提供ネットワークシステム <u>法第2条第14項</u>に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p>

改正後	
別表第1（第4条第1項関係）	
機関	事務
(略)	
4 市長	(略)

5 市長	四日市市重度障害者手当支給要綱(令和2年四日市市告示第427号)による手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	(略)
7 市長	(略)

改正前

別表第1(第4条第1項関係)

機関	事務
(略)	
4 市長	(略)
5 市長	(略)
6 市長	(略)

改正後

別表第2(第4条第2項関係)

機関	事務	特定個人情報
(略)		
3 市長	四日市市子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、国民健康保険法による医療に関する給付の支給に関する情報、母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報(以下「養育医療関係情報」という。)、住民票に関する情報、児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は外国人生活保護関係情報

		であって規則で定めるもの
4 市長	(略)	
5 市長	<u>四日市市重度障害者手当支給要綱による手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>
6 市長	(略)	
7 市長	(略)	

改正前		
別表第2 (第4条第2項関係)		
機関	事務	特定個人情報
(略)		
3 市長	四日市市子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、国民健康保険法による医療に関する給付の支給に関する情報、母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報(以下「養育医療関係情報」という。)、住民票に関する情報、児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当若しくは <u>特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。)</u> の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	(略)	
5 市長	(略)	
6 市長	(略)	

## 附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 四日市市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例第2条の改正 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日
- (2) 四日市市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例別表第2の3の項の改正 令和6年10月1日

（総務部デジタル戦略課）